

## 第 6 5 号議案

諏訪北公園改修工事の請負契約の締結についての議決事項の一部  
変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 2 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 提案理由

令和 4 年第 4 回多摩市議会定例会において議決を経た諏訪北公園改修工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

### 記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 工 事 件 名   | 諏訪北公園整備工事  |
| 2 契約の相手方    | 多摩市落合六丁目 1 5 番地 6<br>多摩ニュー・長谷川建設共同企業体<br>株式会社多摩ニュータウンサービス<br>代表取締役 千田 拓雄     |
| 3 契 約 金 額   | <u>変更前 金 3 1 8 , 5 6 0 , 0 0 0 円</u><br><u>変更後 金 3 2 7 , 9 4 7 , 4 0 0 円</u> |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用）  |

### 変更の理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、令和 5 年 3 月 1 日が工期内にある工事に係る契約のうち、残工事期間が 2 か月以上ある工事の契約について、契約金額を令和 5 年 4 月 1 日の賃金水準及び物価水準に基づき算定した額に変更する措置の実施に伴い、契約金額を変更するものである。